

もっと消防団を知ろう



◆消防団とは？

消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など幅広い活動を行っています。会社員や自営業、大学生など男女問わずさまざまな職業や年齢層の方々が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を展開しています。

弥富市消防団の活動

消火活動および訓練

火災が発生すると、消防団員は現場に駆け付け、早期鎮火に努めます。大規模火災の場合は近隣の消防団と連携し、より効率的な消火を行います。



夜間警戒

火災の発生しやすい年末に、火災を未然に防ぐべく、分団詰所を基点とし、夜間警戒を行っています。



◆有事の際に適切に対処できるよう、換気をしながらの市内パトロール、消火栓ボックス備品確認や消防車両および機械器具点検などを行っています。コロナ禍において、活動が制限されている中でも市民の安全安心のため、団員一人ひとりができることを考えながら日ごろから活動しております。

消防団入団の条件は？

- ① 年齢 18 歳以上 60 歳未満の方
- ② 心身ともに健康な方
- ③ 市内に在住、または在勤の方

地域のヒーロー！
待ってるよ!!



消防団員の待遇は？

消防団は非常勤特別職の地方公務員です。

- ① 年間一定額の金額が報酬として支給され、災害活動や訓練などに出動した場合、手当が支給されます。
- ② 活動中に負傷した場合、公務災害補償制度があります。
- ③ 消防活動に必要な制服が支給されます。
- ④ 功労、功績に対して表彰を行います。

☎ 市役所防災課（内線 483）

新型コロナウイルスワクチン 予防接種のご案内

令和 4 年 2 月 14 日現在

ワクチン接種について

【3 回目の接種をご希望の方】

2 回目接種の接種終了後、6 カ月以上経過した 18 歳以上の方が接種対象となります。

対象の方へは、接種時期を考慮して個別に接種券付き予診票を送付します。2 回目接種より 6 カ月が経過しても接種券付き予診票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。

2 回目接種後に、弥富市へ転入された方は、接種履歴がなく、個別案内ができませんので、市役所健康推進課の窓口、または郵送にて接種券の発行の申請が必要です。ただし、2 回目接種を受けてから原則 6 カ月以上経過した方が 3 回目接種の接種券発行申請をすることができます。詳しくは市ホームページに掲載しています。

使用するワクチンはファイザー社またはモデルナ社です。ワクチンの種類を確認の上、予約してください。ワクチンの説明書は市のホームページに掲載しています。

【1・2 回目の接種をご希望の方】

12 歳の誕生日を迎え、新たに接種対象となったお子さんや、疾病などでこれまでに接種ができなかった方などを対象に市内の個別医療機関で 1 回目・2 回目の接種を実施しております。12 歳を迎えた方には、誕生月の翌月上旬に接種券、予診票、ご案内を個別に送付します。予約は、Web またはコールセンターで受け付けています。

※ 1 回目接種の 3 週間後の同じ曜日・時間に 2 回目接種となりますので、必ず予定を空けておいてください。

1 回目のみ必ず予約が必要です。2 回目は不要です。

※ 12 歳を迎えた方で早く接種を希望される方は市役所健康推進課へご相談ください。

※ 国の方針により、変更することがあります。ご了承ください。

※ 予約の変更・キャンセルはコールセンターへお電話ください。

※ 新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付、ワクチンパスポート発行および接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ ワクチン接種は健康観察の時間（30 分程度）を含め 45 分～1 時間程度かかります。

【小児ワクチン接種（5 歳以上 11 歳以下）をご希望の方】

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

弥富市ホームページ
新型コロナウイルスワクチン
推進室からのお知らせ

弥富市新型コロナウイルス
ワクチン予防接種
Web 予約はこちら



予約・☎ 弥富市ワクチン接種コールセンター ☎ 66 - 0097 (平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ① 発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ② 相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③ 電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

▼受診・相談センター

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00～17:30 (所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日 相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30～9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※ 診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、市ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制